

# 令和 7 年度 斜里町障害者就労施設等からの物品等調達方針

## 第1 目的

障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、就労する施設等から供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対して需要の増進を図ることが重要と考える。

このため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」（以下「法」という。）に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、以下のとおり調達方針定めるものとする。

## 第2 適用範囲

この方針は、斜里町の全ての行政組織（以下「各部署等」という。）が発注可能な物品等に適用する。

## 第3 調達方針

### 1 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が斜里町内にある、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する以下の施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

- （１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設
    - ・生活介護事業所（基準該当事業所を含む）
    - ・就労移行支援事業所
    - ・就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
- （２）障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模事業所
- （３）法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 法施行令第 1 条第 2 号に定める事業所（重度障害者多数雇用事業所）
    - ※ 重度障害者多数雇用事業所の要件（以下の要件を全て満たすこと）
      - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
      - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
      - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- （４）障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者
  - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

(5) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体

ア 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 2 調達を推進する物品等

各部局等は、契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが、可能なものとする。

## 3 物品等の調達目標

各部局等は、予算の適正な使用、契約における公正性及び競争性を留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

## 4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組を行う

### (1) 各部局等での取組

各部局等では障害者就労施設等の提供可能な物品等について情報を収集し、全庁的に共有を図るとともに、調達の推進に努めるものとする。

### (2) 調達発注における配慮

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。

ア 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

イ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

### (3) 指定管理者制度導入施設への取組

当町の施設を管理する指定管理者に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、障害者優先調達法の趣旨を理解頂くよう、周知に努めるものとする。

## 5 随意契約制度の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、斜里町財務規則の定めによることとし地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

## 6 調達実績の公表

物品等の調達実績については、年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ公表する。